

基本特約項目について

【重要事項説明書に記載いただく特約】

- ◆乙の故意過失、善管注意義務違反による汚損・破損等は甲指定の業者により、乙負担にて補修交換等の原状回復を行うものとする。また、貸借契約の終了時、前述の汚損破損の有無や室内の状態に関わらず、契約書に指定の退去時美装費を甲に支払うものとする。
- ◆乙からの解約の申し出は1カ月以上の猶予を持って行う事とし、解約月の賃料等は月割計算とする（日割清算は行わない）
また、解約予告を書面で行う場合、郵便消印もしくはファックス受信日を解約予告通知日とする。
- ◆乙からの申出による1年未満での解約の場合、乙は総賃料（共益費等含）1ヶ月分の短期解約違約金を支払うものとする。
- ◆乙の入居期間中の室内での喫煙、お香等によるヤニ汚れ、におい等が付着した場合、甲指定業者による壁面及び天井のクロス張替、消臭施工、換気扇やエアコン等の特別な洗浄ほか原状回復に必要な修繕を行い、要した費用を乙に請求する事ができる。
- ◆乙は本契約時にかかる費用（賃料等も含む）を、甲の代理人である株式会社スタイルアジアンインベスターに支払うものとする。
- ◆乙は甲の指定する保証会社・火災保険に加入し、契約期間中は乙の費用負担にて更新するものとする。
乙による契約の更新がなされない場合、甲は本契約を解除することができる。
- ◆簡易宿泊と称する不特定多数の出入りや無断転貸借などが発覚した場合、即時解約および退去し、乙は甲へ家賃とは別に違約金損害賠償として総賃料の3ヶ月分を即時支払うものとする。
- ◆入居者の変更や追加はできない。
- ◆乙は本物件の鍵を紛失または破損させた場合、鍵交換代を実費負担にて交換するものとする。

【備考】

- ◆重要事項説明書は仲介業者様にて作成をお願い致します。
- ◆設備状況に関しては、図面・現地をご確認頂ください。図面と現況が異なる場合は現況を優先します)



株式会社スタイルアジアンインベスター

〒550-0014大阪市西区北堀江2丁目4番11号 サンライズビル2階

TEL.06-6556-7147 FAX.06-6556-7148